

15. 東北学院大学経済学部履修細則

2023年度以降入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条及び東北学院大学履修規程（以下「履修規程」という。）第14条の規定に基づき、2023年度東北学院大学（以下「本学」という。）経済学部に入学者から適用する履修等に関して必要な事項を定める。

(卒業要件)

第2条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる科目区分の単位数についてその全てを修得しなければならない。

区 分			単位数		
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	必修 4 単位 選択必修 6 単位	
		知的基礎	6	必修 2 単位 選択必修 4 単位	
		課題探究	6	選択必修 6 単位	
	共通教養科目	人文系	4	選択必修 4 単位	
		社会系	4	選択必修 4 単位	
		自然系	4	選択必修 4 単位	
外国語科目	第 1 類		4	必修	
専門教育科目	第 1 類	コア 科目	ミクロ経済学入門Ⅰ、 マクロ経済学入門Ⅰ、 資本主義経済入門Ⅰ、 資本主義経済理論Ⅰ から 2 科目以上	4	
			ミクロ経済学入門Ⅱ、 マクロ経済学入門Ⅱ、 資本主義経済入門Ⅱ、 資本主義経済理論Ⅱ から 2 科目以上	4	
				16	
	第 2 類	総合演習	4		
	第 3 類	所属コースの科目	16		
		その他の 2 コースの科目	24		
		演習Ⅰ、演習Ⅱ、演習Ⅲ			
	第 4 類 ＊ 1	卒業研究、卒業試験	2		
外国語科目第 2 類・第 3 類（「ベーシック英語」を除く） 保健体育科目 留学科目（4 単位まで） 専門教育科目第 1 類～第 7 類 ＊ 2 他学部・他学科開講科目 協定を締結している他大学開講科目			16		
合 計			124		

*1 卒業研究、卒業試験は選択必修

*2 専門教育科目第6類（資格講座）から卒業要件単位として算入できる単位数は4単位までを限度とする。

(進級要件)

第3条 第3学年次へ進級資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を第2学年次までに修得しなければならない。

区 分		単位数	
教養教育科目	TG ベーシック	14	必修科目 6 単位を含む
外国語科目	第 1 類	2	英語 IA・IB 2 単位
専門教育科目	第 1 類 (コア (基礎科目))	8	選択必修 8 単位
	第 2 類	4	総合演習 4 単位
その他 (共通教養科目、専門教育科目第 1 類～第 3 類・第 5 類～第 6 類)		14	
合 計		42	

(演習の履修)

第4条 演習Ⅰは、総合演習を修得しなければ履修できない。

2 専門教育科目第3類のうちの演習Ⅰ、演習Ⅱ、演習Ⅲは、各科目で所定の単位を与えられるが、同一教員下での修得を原則とする。ただし、演習Ⅱ、演習Ⅲの担当教員が許可すれば、演習Ⅱ、演習Ⅲをそれぞれ履修登録時にのみ、担当教員の変更を認める。

(履修登録単位上限)

第5条 履修規程第8条の規定にかかわらず、編入学生、転学部・転学科学生及び再入学生は、必要な指導を経たうえで、入学年次に46単位まで履修登録することができる。

(編入学生及び転学部・転学科学生の履修)

第6条 編入学生の履修については、編入学年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

2 編入学及び転学部・転学科前の大学等で修得した単位については、別表に定める編入学生及び転学部・転学科学生単位認定基準に基づいて認定する。

(新入生の既修得単位の認定)

第7条 新入生の既修得単位の認定については、学則第24条の4に定めるとおりとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第8条 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3の規定に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。

5 第1項から第3項までの規定により修得した単位は、前条及び学則第24条の5の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(早期卒業)

第9条 早期卒業に関する規程については、東北学院大学早期卒業に関する規程に定める。

(事 務)

第10条 この規程に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(改 廃)

第11条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

別表 編入学生及び転学部・転学科学生単位認定基準（第6条第2項関係）

●第3学年次編入学生及び転学部・転学科学生の包括認定

同系統出身者包括62単位、異系統出身者及び転学部・転学科学生包括48単位

1 同系統出身者 包括62単位

区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入後に必要な卒業単位
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	6	4
		知的基礎	6	6	0
		課題探究	6	4	2
	共通教養科目	人文系	4	4	0
		社会系	4	4	0
		自然系	4	4	0
外国語科目	第1類		4	4	0
専門教育科目	第1類	コア科目	24	20	4
	第2類	総合演習	4	4	0
	第3類	所属コースの科目	16	0	16
		その他の2コースの科目	24	0	24
		演習I、演習II、演習III			
	第4類	卒業研究、卒業試験	2	0	2
外国語科目第2類・第3類（「ベーシック英語」を除く） 保健体育科目 留学科目（4単位まで） 専門教育科目第1類～第7類 他学部・他学科開講科目 協定を締結している他大学開講科目			16	6	10
合 計			124	62	62

2 異系統出身者及び転学部・転学科学生 包括48単位

区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学又は 転学部・転学科後に必要な 卒業単位
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	6	4
		知的基礎	6	6	0
		課題探究	6	4	2
	共通教養科目	人文系	4	4	0
		社会系	4	4	0
		自然系	4	4	0
外国語科目	第1類		4	4	0
専門教育科目	第1類	コア科目	24	8	16
	第2類	総合演習	4	4	0
	第3類	所属コースの科目	16	0	16
		その他の2コースの科目	24	0	24
		演習I、演習II、演習III			
	第4類	卒業研究、卒業試験	2	0	2
外国語科目第2類・第3類（「ベーシック英語」を除く） 保健体育科目 留学科目（4単位まで） 専門教育科目第1類～第7類 他学部・他学科開講科目 協定を締結している他大学開講科目			16	4	12
合 計			124	48	76

東北学院大学経済学部履修細則

2020 年度以降入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、2020年度東北学院大学（以下「本学」という。）経済学部に入学者から適用する履修等に関して必要な事項を定める。

(卒業要件)

第2条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目から124単位以上を修得しなければならない。

(1) 経済学科

教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	必修科目 6 単位を含む	10 単位
		知的基礎		8 単位
	学科教養科目			16 単位
	小 計			34 単位
地域教育科目		必修（地域の課題Ⅰ）		2 単位
外国語科目	第 1 類	必修		4 単位
専門教育科目	第 1 類	選択必修科目 8 単位を含む		24 単位
	第 2 類 ＊ 1	所属コース		16 単位
		他コースから各 12 単位		24 単位
	第 3 類	総合演習		4 単位
	小 計			68 単位以上
地域教育科目 外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目第 1 類～第 5 類 ＊ 2 ☆ 1 他学部・他学科開講科目 ☆ 2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				16 単位以上
合 計				124 単位以上

*1 専門教育科目第2類は、所属するコースの科目から16単位、他コースの科目から各12単位の修得が必要。

*2 専門科目第4類2系から卒業要件単位として算入できる単位数は、2単位を限度とする。

☆1及び☆2の詳細については、履修科目登録要項に定める。

(2) 共生社会経済学科

教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	必修科目 6 単位を含む	10 単位
		知的基礎		8 単位
	学科教養科目			16 単位
	小 計			34 単位
地域教育科目		必修（地域の課題Ⅰ）		2 単位
外国語科目	第 1 類	必修		4 単位
専門教育科目	第 1 類 （経済系）	経済学基礎		10 単位
		現代の経済		12 単位
	第 2 類 （共生社会系）	政策		12 単位
		社会		12 単位
	第 3 類	総合演習		2 単位
	小 計			48 単位
	地域教育科目 外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目 ☆ 1 他学部・他学科開講科目 ☆ 2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			36 単位
合 計			124 単位以上	

☆1及び☆2の詳細については、履修科目登録要項に定める。

(進級要件)

第3条 3学年次へ進級資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を2学年次までに修得しなければならない。

(1) 経済学科

合 計	42単位	教養教育科目	T G ベーシック	14単位 (必修科目4単位を含む)
		外国語科目	第1類	英語ⅠA・英語ⅠB 2単位
		専門教育科目	第3類	総合演習4単位
			第1類	選択必修8単位
		その他(学科教養科目、地域教育科目、専門教育科目第1類～第5類)		14単位以上

(2) 共生社会経済学科

合 計	38単位	教養教育科目		8単位 (必修科目4単位を含む)
		外国語科目	第1類	英語ⅠA・英語ⅠB 2単位
		専門教育科目	第3類	総合演習2単位
		その他(教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目)		26単位以上

(教職課程)

第4条 教育職員免許状授与の資格を得るためには、学則第21条別表第2及び第30条別表第3に従い、所定の単位を修得しなければならない。

(開講科目及び期間)

第5条 開講科目は、次の各号に掲げる名称に応じ、当該各号に定めるものを意味する。

- (1) 通年開講科目 1年間継続の講義
- (2) 前期開講科目 前期開講前期完結の講義
- (3) 後期開講科目 後期開講後期完結の講義
- (4) 臨時開講科目 集中講義等

(科目の種類)

第6条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に応じ、当該各号に定めるものを意味する。

- (1) 必修科目 所属する学科において必ず修得しなければならないもの
- (2) 選択必修科目 数科目のうちから選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの
- (3) 選択科目 学生が自由に選択修得するもの
- (4) 自由科目 修得しても卒業所要単位に含まないもの「教職専門科目等」

(開講基準)

第7条 授業科目は、学部が定める学年次の開講する。ただし、事情がある場合は、年度により、特定の科目を開講しないことがある。

(配当年次の履修)

第8条 授業科目は、学科課程に示された配当年次で履修しなければならない。ただし、在学年次より下級年次の授業科目は履修できる。

(履修登録の修正及び履修辞退)

第8条の2 履修登録の修正及び履修辞退の定めについては、東北学院大学履修規程を適用する。

(受講の制限)

第9条 講義は、内容、教室の都合等により、受講資格の限定又は受講人数の制限をすることがある。

- 2 演習Ⅰは総合演習を修得しなければ履修できない。

(学年次履修登録単位制限)

第10条 各学年次に履修登録できる最高単位数は、次表に定めるとおりとする。ただし、両学科の「外国語科目第3類」、「教育職員免許状の教科に関する科目」及び「教職等に関する科目」は、制限単位に含まない。

(1) 経済学科

第1学年次	第2学年次	第3学年次	第4学年次
40単位	40単位	40単位	46単位

(2) 共生社会経済学科

第1学年次	第2学年次	第3学年次	第4学年次
40単位	40単位	40単位	46単位

2 前項の規定にかかわらず、第2学年次又は第3学年次の学生は履修登録をする前年度の年間GPAが3.0以上の場合は、44単位まで履修登録をすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、編入学生、転部転学科学生及び再入学生は、必要な指導を経たうえで、46単位まで履修登録をすることができる。

(選択受講及び講義指定)

第11条 同一授業科目につき、2つ以上の講義が開講されているときには、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときには、この限りではない。

(履修登録届)

第12条 科目履修届を学事暦の定める期間中に提出しなければならない。

2 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。

3 1年間に同じ授業科目を2つ以上履修登録することはできない。

4 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。この場合において、礼拝時間及び昼休み時間は、移動時間として認めない。

5 確定した履修届は、変更又は追加することができない。

6 正当な理由がなく、定められた期間内に履修届を提出しない者は、授業等を受講することができない。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第13条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

(1) 第1類 日本事情A又は日本事情Bは学科教養科目各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位

(2) 第2類 日本語ⅠAは外国語科目第1類の英語ⅠAの1単位、日本語ⅠBは外国語科目第1類の英語ⅠBの1単位、日本語ⅡAは外国語科目第1類の英語ⅡAの1単位、日本語ⅡBは外国語科目第1類の英語ⅡBの1単位

(転学部、転学科、復学、再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修)

第14条 転学部、転学科、復学、再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。ただし、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

第15条 編入学生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

2 編入学前の大学等で修得した単位については、別に定める編入学生単位認定基準に基づいて認定する。

(単位の認定)

第16条 1つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

2 既修得科目について、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

3 専門教育科目第3類のうちの演習Ⅰ、演習Ⅱ、演習Ⅲは各科目で所定の単位を与えられるが、同一教員下での修得を原則とする。ただし、演習Ⅱ、演習Ⅲの担当教員が許可すれば、演習Ⅱ、演習Ⅲをそれぞれ履修登録時のみ、担当教員の変更を認める。

(新入生の既修得単位の認定)

第17条 新入生の既修得単位の認定については、学則第24条の4に定めるとおりとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第17条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3の規定に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定により修得した単位は、前条及び学則第24条の5の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第17条の3 本学が指定する英語の検定試験で一定の成績を修めた者が、所定の期間内に単位認定の申請手続きを行い、その申請が認められた場合、学則第24条の5第1項に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、外国語科目第1類英語ⅠA、英語ⅠB、英語ⅡA及び英語ⅡBのうち未履修科目2単位まで単位を与えることができる。この場合において、単位認定された科目の成績評価は、別表2に基づき行う。

- 2 前項に定める申請は、申請を受け付ける月の1日から遡って24か月以内に認定された検定試験に限り、在学中1度のみとする。ただし、認定証に認定日の記載がない検定試験については、受検日を認定日とみなすことができる。
- 3 第1項を適用するに当たっては、申請者が授業科目英語ⅡA又は英語ⅡBのうち1つの単位を既に修得している場合、単位を修得していない一方の英語Ⅱの単位及び成績評価を与え、英語ⅡA及び英語ⅡBの両方の単位を修得している場合、外国語コミュニケーションの単位を与えるものとする。
- 4 第1項に基づいて第1学年次に英語ⅡA及び英語ⅡBの単位が認められた場合は、第2学年次の履修科目登録において、登録上限単位数にこの2科目の単位を含めないものとする。

(早期卒業)

第18条 早期卒業に関する規程については、別に定める。

(改 廃)

第19条 この細則の改廃は、経済学部教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2021年10月15日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

別表 1 編入学生単位認定基準（第15条第2項関係）

●第3学年次編入学生の包括認定

経済学科：同系統出身者包括62単位、異系統出身者包括48単位

1 同系統出身者 包括62単位

科 目			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	6	4
		知的基礎	8	6	2
	学科教養科目		16	16	0
地域教育科目	必修（地域の課題Ⅰ）		2	2	0
外国語科目	第1類		4	4	0
専門教育科目	第1類		24	20	4
	第2類		40	0	40
	第3類		4	4	0
地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			16	4	12
合 計			124	62	62

2 異系統出身者 包括48単位

科 目			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	6	4
		知的基礎	8	6	2
	学科教養科目		16	14	2
地域教育科目	必修（地域の課題Ⅰ）		2	2	0
外国語科目	第1 類		4	4	0
専門教育科目	第1 類		24	8	16
	第2 類		40	0	40
	第3 類		4	4	0
地域教育科目 外国語科目第2 類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			16	4	12
合 計			124	48	76

共生社会経済学科：包括58単位

科 目			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	8	2
		知的基礎	8	8	0
	学科教養科目		16	16	0
地域教育科目	必修（地域の課題Ⅰ）		2	2	0
外国語科目	第1類		4	4	0
専門教育科目	第1類 (経済系)	経済学基礎	10	0	10
		現代の経済	12	0	12
	第2類 (共生社会系)	政策	12	0	12
		社会	12	0	12
	第3類	総合演習	2	2	0
地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			36	18	18
合 計			124	58	66

●第2学年次編入学生の包括認定

経済学科

科 目			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	6	4
		知的基礎	8	6	2
	学科教養科目		16	8	8
地域教育科目	必修（地域の課題Ⅰ）		2	0	2
外国語科目	第 1 類		4	2	2
専門教育科目	第 1 類		24	0	24
	第 2 類		40	0	40
	第 3 類		4	4	0
地域教育科目 外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			16	4	12
合 計			124	30	94

共生社会経済学科

科 目			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	6	4
		知的基礎	8	6	2
	学科教養科目		16	14	2
地域教育科目	必修（地域の課題Ⅰ）		2	0	2
外国語科目	第1類		4	2	2
専門教育科目	第1類 (経済系)	経済学基礎	10	0	10
		現代の経済	12	0	12
	第2類 (共生社会系)	政策	12	0	12
		社会	12	0	12
	第3類	総合演習	2	2	0
地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			36	0	36
合 計			124	30	94

別表2（第17条の3関係）

試験名称	成績評価への換算スコア（上段は英語ⅠA、英語ⅠB、下段は英語ⅡA、英語ⅡB）			
	90点	95点	100点	
	85点	90点	95点	100点
ケンブリッジ英語検定	140－	147－	153－	160－
実用英語技能検定（一次＋二次）	2級（1980－）	2級（2088－）	2級（2196－）	準1級（2304－）
GTEC	960－	1037－	1113－	1190－
IELTS	4.0－	4.5－	5.0－	5.5－
TEAP	225－	253－	281－	309－
TEAP CBT	420－	480－	540－	600－
TOEFL iBT	42－	52－	62－	72－
TOEIC（L&R）／TOEIC（S&W）	790－	891－	994－	1095－

東北学院大学経済学部履修細則

2019(平成31)年度入学生より適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、2019（平成31）年度東北学院大学（以下「本学」という。）経済学部に入学者から適用する履修等に関して必要な事項を定める。

(卒業要件)

第2条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目から124単位以上を修得しなければならない。

(1) 経済学科

教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	必修科目 6 単位を含む	10 単位
		知的基礎		8 単位
	学科教養科目			16 単位
	小 計			34 単位
地域教育科目		必修（地域の課題Ⅰ）		2 単位
外国語科目	第 1 類	必修		4 単位
専門教育科目	第 1 類	選択必修科目 8 単位を含む		24 単位
	第 2 類 ＊ 1	所属コース		16 単位
		他コースから各 12 単位		24 単位
	第 3 類	総合演習		4 単位
	小 計			68 単位以上
地域教育科目 外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目第 1 類～第 5 類 ＊ 2 ☆ 1 他学部・他学科開講科目 ☆ 2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				16 単位以上
合 計				124 単位以上

*1 専門教育科目第2類は、所属するコースの科目から16単位、他コースの科目から各12単位の修得が必要。

*2 専門科目第4類2系から卒業要件単位として算入できる単位数は、2単位を限度とする。

☆1及び☆2の詳細については、履修科目登録要項に定める。

(2) 共生社会経済学科

教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	必修科目 6 単位を含む	10 単位
		知的基礎		8 単位
	学科教養科目			16 単位
	小 計			34 単位
地域教育科目		必修（地域の課題Ⅰ）		2 単位
外国語科目	第 1 類	必修		4 単位
専門教育科目	第 1 類 （経済系）	経済学基礎		10 単位
		現代の経済		12 単位
	第 2 類 （共生社会系）	政策		12 単位
		社会		12 単位
	第 3 類	総合演習		2 単位
	小 計			48 単位
	地域教育科目 外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目 ☆ 1 他学部・他学科開講科目 ☆ 2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			36 単位
合 計			124 単位以上	

☆1及び☆2の詳細については、履修科目登録要項に定める。

(進級要件)

第3条 3学年次へ進級資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を2学年次までに修得しなければならない。

(1) 経済学科

合 計	42単位	教養教育科目	TGベーシック	14単位 (必修科目4単位を含む)
		外国語科目	第1類	英語ⅠA・英語ⅠB 2単位
		専門教育科目	第3類	総合演習4単位
			第1類	選択必修8単位
		その他(学科教養科目、地域教育科目、専門教育科目第1類～第5類)		14単位以上

(2) 共生社会経済学科

合 計	38単位	教養教育科目		8単位 (必修科目4単位を含む)
		外国語科目	第1類	英語ⅠA・英語ⅠB 2単位
		専門教育科目	第3類	総合演習2単位
		その他(教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目)		26単位以上

(教職課程)

第4条 教育職員免許状授与の資格を得るためには、学則第21条別表第2及び第30条別表第3に従い、所定の単位を修得しなければならない。

(開講科目及び期間)

第5条 開講科目は、次の各号に掲げる名称に応じ、当該各号に定めるものを意味する。

- (1) 通年開講科目 1年間継続の講義
- (2) 前期開講科目 前期開講前期完結の講義
- (3) 後期開講科目 後期開講後期完結の講義
- (4) 臨時開講科目 集中講義等

(科目の種類)

第6条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に応じ、当該各号に定めるものを意味する。

- (1) 必修科目 所属する学科において必ず修得しなければならないもの
- (2) 選択必修科目 数科目のうちから選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの
- (3) 選択科目 学生が自由に選択修得するもの
- (4) 自由科目 修得しても卒業所要単位に含まないもの「教職専門科目等」

(開講基準)

第7条 授業科目は、学部が定める学年次の開講する。ただし、事情がある場合は、年度により、特定の科目を開講しないことがある。

(配当年次の履修)

第8条 授業科目は、学科課程に示された配当年次で履修しなければならない。ただし、在学年次より下級年次の授業科目は履修できる。

(履修登録の修正及び履修辞退)

第8条の2 履修登録の修正及び履修辞退の定めについては、東北学院大学履修規程を適用する。

(受講の制限)

第9条 講義は、内容、教室の都合等により、受講資格の限定又は受講人数の制限をすることがある。

- 2 演習Ⅰは総合演習を修得しなければ履修できない。

(学年次履修登録単位制限)

第10条 各学年次に履修登録できる最高単位数は、次表に定めるとおりとする。ただし、両学科の「外国語科目第3類」、「教育職員免許状の教科に関する科目」及び「教職等に関する科目」は、制限単位に含まない。

(1) 経済学科

第1学年次	第2学年次	第3学年次	第4学年次
40単位	40単位	40単位	46単位

(2) 共生社会経済学科

第1学年次	第2学年次	第3学年次	第4学年次
40単位	40単位	40単位	46単位

2 前項の規定にかかわらず、編入学生、転部転学科学生及び再入学生は、必要な指導を経たうえで、46単位まで履修登録をすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第2学年又は第3学年の学生は履修登録をする前年度の年間GPAが3.0以上の場合は、44単位まで履修登録をすることができる。

(選択受講及び講義指定)

第11条 同一授業科目につき、2つ以上の講義が開講されているときには、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときには、この限りではない。

(履修登録届)

第12条 科目履修届を学事暦の定める期間中に提出しなければならない。

2 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。

3 1年間に同じ授業科目を2つ以上履修登録することはできない。

4 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。この場合において、礼拝時間及び昼休み時間は、移動時間として認めない。

5 確定した履修届は、変更又は追加することができない。

6 正当な理由がなく、定められた期間内に履修届を提出しない者は、授業等を受講することができない。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第13条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

(1) 第1類 日本事情A又は日本事情Bは学科教養科目各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位

(2) 第2類 日本語ⅠAは外国語科目第1類の英語ⅠAの1単位、日本語ⅠBは外国語科目第1類の英語ⅠBの1単位、日本語ⅡAは外国語科目第1類の英語ⅡAの1単位、日本語ⅡBは外国語科目第1類の英語ⅡBの1単位

(転学部、転学科、復学、再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修)

第14条 転学部、転学科、復学、再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。ただし、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

第15条 編入学生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

2 編入学前の大学等で修得した単位については、別に定める編入学生単位認定基準に基づいて認定する。

(単位の認定)

第16条 1つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

2 既修得科目について、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

3 専門教育科目第3類のうちの演習Ⅰ、演習Ⅱ、演習Ⅲは各科目で所定の単位を与えられるが、同一教員下での修得を原則とする。ただし、演習Ⅱ、演習Ⅲの担当教員が許可すれば、演習Ⅱ、演習Ⅲをそれぞれ履修登録時のみ、担当教員の変更を認める。

(新入生の既修得単位の認定)

第17条 新入生の既修得単位の認定については、学則第24条の4に定めるとおりとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第17条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3の規定に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定により修得した単位は、前条及び学則第24条の5の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第17条の3 学則第24条の5の第1項に定める文部科学大臣の定める学修のうち、実用英語技能検定、TOEFL又はTOEICを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる学修とする。

- 2 前項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を修得するには、実用英語技能検定の場合は2級以上、TOEFLの場合はInternet-Based Testingスコア45点以上、Computer-Based Testingスコア135点以上、又はPaper-Based Testingスコア450点以上、TOEICの場合はスコア500点以上であることを証明する書面による申請を必要とする。
- 3 前項に定める申請が認められた場合、外国語コミュニケーションの2単位を読替科目として修得したものと認定する。
- 4 前項の規定により修得した単位数は、前2条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(早期卒業)

第18条 早期卒業に関する規程については、別に定める。

(改 廃)

第19条 この細則の改廃は、経済学部教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

本細則は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

別表 編入学生単位認定基準（第15条第2項関係）

● 3 年次編入学生の包括認定

経済学科：同系統出身者包括62単位、異系統出身者包括48単位

1 同系統出身者 包括62単位

科 目			卒業要件 単位	包括認定 単位	編入学後に必要な 卒業単位
教養教育 科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	6	4
		知的基礎	8	6	2
	学科教養科目		16	16	0
地域教育 科目	必修（地域の課題Ⅰ）		2	2	0
外国語 科目	第 1 類		4	4	0
専門教育 科目	第 1 類		24	20	4
	第 2 類		40	0	40
	第 3 類		4	4	0
地域教育科目 外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結し ている他大学開講科目			16	4	12
合 計			124	62	62

2 異系統出身者 包括48単位

科 目			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	6	4
		知的基礎	8	6	2
	学科教養科目		16	14	2
地域教育科目	必修（地域の課題Ⅰ）		2	2	0
外国語科目	第1類		4	4	0
専門教育科目	第1類		24	8	16
	第2類		40	0	40
	第3類		4	4	0
地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			16	4	12
合 計			124	48	76

共生社会経済学科：包括58単位

科 目			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	8	2
		知的基礎	8	8	0
	学科教養科目		16	16	0
地域教育科目	必修（地域の課題Ⅰ）		2	2	0
外国語科目	第1類		4	4	0
専門教育科目	第1類 (経済系)	経済学基礎	10	0	10
		現代の経済	12	0	12
	第2類 (共生社会系)	政策	12	0	12
		社会	12	0	12
	第3類	総合演習	2	2	0
地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			36	18	18
合 計			124	58	66

● 2 年次編入学生の包括認定

経済学科

科 目			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	6	4
		知的基礎	8	6	2
	学科教養科目		16	8	8
地域教育科目	必修（地域の課題Ⅰ）		2	0	2
外国語科目	第1類		4	2	2
専門教育科目	第1類		24	0	24
	第2類		40	0	40
	第3類		4	4	0
地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			16	4	12
合 計			124	30	94

共生社会経済学科

科 目			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	6	4
		知的基礎	8	6	2
	学科教養科目		16	14	2
地域教育科目	必修（地域の課題Ⅰ）		2	0	2
外国語科目	第1類		4	2	2
専門教育科目	第1類 (経済系)	経済学基礎	10	0	10
		現代の経済	12	0	12
	第2類 (共生社会系)	政策	12	0	12
		社会	12	0	12
	第3類	総合演習	2	2	0
地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			36	0	36
合 計			124	30	94

東北学院大学経済学部履修細則

平成 29 年度入学生より適用

(趣 旨)

第 1 条 本細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第 21 条の規定に基づき、平成 29 年度東北学院大学（以下「本学」という。）経済学部に入学者から適用する履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第 2 条 卒業単位は、124 単位以上を修得しなければならない。

第 3 条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

(1) 経済学科

教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	必修科目 6 単位を含む	10 単位
		知的基礎		10 単位
	学科教養科目			18 単位
	小 計			38 単位
地域教育科目		必修（地域の課題Ⅰ）		2 単位
外国語科目	第 1 類	必修		4 単位
専門教育科目	第 1 類	選択必修科目 8 単位を含む		24 単位
	第 2 類 ＊ 1	所属コース		16 単位
		他コースから各 12 単位		24 単位
	第 3 類	総合演習		4 単位
	小 計			68 単位以上
地域教育科目 外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目第 1 類～第 5 類 ＊ 2 ☆ 1 他学部・他学科開講科目 ☆ 2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				12 単位以上
合 計				124 単位以上

* 1 専門教育科目第 2 類は、所属するコースの科目から 16 単位、他コースの科目から各 12 単位の修得が必要。

* 2 専門科目第 4 類 2 系から卒業要件単位として算入できる単位数は 2 単位までを限度とする。

☆ 1、☆ 2 については履修科目登録要項を参照のこと。

(2) 共生社会経済学科

教養教育科目	T G ベーシック	人間的基礎	必修科目 6 単位を含む	10 単位
		知的基礎		10 単位
	学科教養科目			18 単位
	小 計			38 単位
地域教育科目		必修（地域の課題Ⅰ）		2 単位
外国語科目	第 1 類	必修		4 単位
専門教育科目	第 1 類 （経済系）	経済学基礎		10 単位
		現代の経済		12 単位
	第 2 類 （共生社会系）	政策		12 単位
		社会		12 単位
	第 3 類	総合演習		2 単位
	小 計			48 単位
	地域教育科目 外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目 ☆ 1 他学部・他学科開講科目 ☆ 2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			
合 計				124 単位以上

☆ 1、☆ 2 については履修科目登録要項を参照のこと。

(進級要件)

第4条 3学年次へ進級資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を2学年次までに修得しなければならない。

(1) 経済学科

合 計	48単位	教養教育科目	T G ベーシック	16単位 (必修科目4単位を含む)
		外国語科目	第1類	4単位
		専門教育科目	第3類	総合演習4単位
			第1類	選択必修8単位
		その他(学科教養科目、地域教育科目、専門教育科目第1類～第5類)		

(2) 共生社会経済学科

合 計	48単位	教養教育科目	T G ベーシック	16単位 (必修科目4単位を含む)
		外国語科目	第1類	4単位
		専門教育科目	第3類	総合演習2単位
		その他(教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目)		26単位以上

(教職課程)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位、保健体育科目の中のスポーツ実技2単位、外国語科目第2類の中の外国語コミュニケーション2単位及び専門教育科目第1類の中の情報リテラシーⅠ、Ⅱの各2単位(経済学科)、教養教育科目学科教養科目の中の情報リテラシーの2単位(共生社会経済学科)を、また、「教科に関する科目」を本表の授業科目の中から、さらに、「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」については本学則第30条(別表第3)の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(開講科目及び期間)

第6条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 通年開講科目(1年間継続の講義)
- (2) 前期開講科目(前期開講前期完結の講義)
- (3) 後期開講科目(後期開講後期完結の講義)
- (4) 臨時開講科目(集中講義等)

(授業科目)

第7条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目(所属する学科において必ず修得しなければならないもの)
- (2) 選択必修科目(数科目の中から選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの)
- (3) 選択科目(学生が自由に選択修得するもの)
- (4) 自由科目(修得しても卒業所要単位に含まないもの「教職専門科目等」)

(開講基準)

第8条 授業科目は、学部が定める学年次の開講する。ただし、事情がある場合は、年度により、特定の科目を開講しないことがある。

(配当年次の履修)

第9条 授業科目は、学科課程に示された配当年次で履修されなければならない。ただし、在学年次より下級年次の授業科目は履修できる。

(履修登録の修正)

第9条の2 履修登録の修正及び履修辞退の定めについては、東北学院大学履修規程を適用する。

(受講の制限)

第10条 各講義は、その内容・教室の都合等により、受講資格を限定したり、受講人数を制限することがある。

- 2 演習Ⅰは総合演習を修得しなければ履修できない。

(学年次履修登録単位制限)

第11条 各学年次に履修登録できる最高単位数は次表に定めるとおりとする。ただし、両学科の「教育職員免許状の教科に関する科目」及び「教職等に関する科目」は制限単位に含まない。

(1) 経済学科

第1学年次	第2学年次	第3学年次	第4学年次
44単位	44単位	44単位	48単位

(2) 共生社会経済学科

第1学年次	第2学年次	第3学年次	第4学年次
44単位	44単位	44単位	48単位

2 前項の規程にかかわらず、編入学生、転部転学科学生及び再入学生は、必要な指導を経たうえで、第3学年次に48単位まで履修登録をすることができる。

(選択受講及び講義指定)

第12条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときには、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときには、この限りではない。

(履修登録届)

第13条 受講のためには、科目履修届を学事暦の定める期間中に提出しなければならない。

- 2 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。
- 3 一年間に同じ授業科目を二つ以上履修登録することはできない。
- 4 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。なお、礼拝時間及び昼休み時間は、移動時間として認めない。
- 5 確定した履修届は、変更又は追加することができない。
- 6 正当な理由がなく、前項の期間中に履修届を提出しない者は、授業等を受講することができない。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第14条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

- イ 第1類 日本事情A・Bは学科教養科目各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
- ロ 第2類 日本語ⅠAは外国語科目第1類の英語ⅠAの1単位、日本語ⅠBは外国語科目第1類の英語ⅠBの1単位、日本語ⅡAは外国語科目第1類の英語ⅡAの1単位、日本語ⅡBは外国語科目第1類の英語ⅡBの1単位

(転学部、転学科、復学、再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修)

第15条 転学部、転学科、復学、再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。また、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

第16条 編入学生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

- 2 編入学前の大学等で修得した単位については、別に定める編入学生単位認定基準に基づいて認定する。

(単位の認定)

第17条 一つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

- 2 既修得科目について、再度履修登録しても所定の単位は与えない。
- 3 専門教育科目第3類の中の演習Ⅰ、演習Ⅱ、演習Ⅲは各科目で所定の単位を与えられるが、同一教員下での修得を原則とする。ただし、演習Ⅱ、演習Ⅲの担当教員が許可すれば、演習Ⅱ、演習Ⅲをそれぞれ履修登録時にのみ、担当教員の変更を認める。

(新入生の既修得単位の認定)

第18条 新入生の既修得単位の認定については学則第24条の4に定めるとおりとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第18条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3の規定に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 第1項から第3項までの規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。

5 第1項から第3項までの規定により修得した単位は、この細則の第18条及び学則第24条の5の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第18条の3 学則第24条の5の第1項に定める文部科学大臣の定める学修のうち、実用英語技能検定、TOEFL、TOEICを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる学修とする。

2 前項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を修得するには、実用英語技能検定の場合は2級以上、TOEFLの場合はInternet-Based Testingスコア45点以上、又はComputer-Based Testingスコア135点以上、又はPaper-Based Testingスコア450点以上、TOEICの場合はスコア500点以上であることを証明する書面による申請を必要とする。

3 申請が認められた場合、外国語コミュニケーション（2単位）を読替科目として修得したものと認定する。

4 前項の規定により修得した単位数は、第18条、第18条の2により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(早期卒業)

第19条 早期卒業に関する規程については、別に定める。

(細則の改廃)

第20条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

本細則は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

別表 編入学生の包括認定について（第16条の2関係）

●3 年次編入学生の包括認定

経済学科：同系統出身者包括62単位、異系統出身者包括48単位

1 同系統出身者 包括62単位

科 目			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	6	4
		知的基礎	10	8	2
	学科教養科目		18	18	0
地域教育科目	必修（地域の課題Ⅰ）		2	2	0
外国語科目	第 1 類		4	4	0
専門教育科目	第 1 類		24	20	4
	第 2 類		40	0	40
	第 3 類		4	4	0
地域教育科目 外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			12	0	12
合 計			124	62	62

2 異系統出身者 包括48単位

科 目			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	6	4
		知的基礎	10	8	2
	学科教養科目		18	16	2
地域教育科目	必修（地域の課題Ⅰ）		2	2	0
外国語科目	第1類		4	4	0
専門教育科目	第1類		24	8	16
	第2類		40	0	40
	第3類		4	4	0
地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			12	0	12
合 計			124	48	76

共生社会経済学科：同系統出身者包括62単位、異系統出身者包括58単位

1 同系統出身者 包括62単位

科 目			卒業要件 単位	包括認定 単位	編入学後に必要な 卒業単位
教養教育 科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	8	2
		知的基礎	10	10	0
	学科教養科目		18	18	0
地域教育 科目	必修（地域の課題Ⅰ）		2	2	0
外国語 科目	第 1 類		4	4	0
専門教育 科目	第 1 類 （経済系）	経済学基礎	10	4	6
		現代の経済	12	0	12
	第 2 類 （共生社会系）	政策	12	0	12
		社会	12	0	12
	第 3 類	総合演習	2	2	0
地域教育科目 外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結し ている他大学開講科目			32	14	18
合 計			124	62	62

2 異系統出身者 包括58単位

科 目			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	8	2
		知的基礎	10	10	0
	学科教養科目		18	18	0
地域教育科目	必修（地域の課題Ⅰ）		2	2	0
外国語科目	第 1 類		4	4	0
専門教育科目	第 1 類 （経済系）	経済学基礎	10	0	10
		現代の経済	12	0	12
	第 2 類 （共生社会系）	政策	12	0	12
		社会	12	0	12
	第 3 類	総合演習	2	2	0
地域教育科目 外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			32	14	18
合 計			124	58	66

● 2 年次編入学生の包括認定

経済学科

科 目			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	6	4
		知的基礎	10	8	2
	学科教養科目		18	10	8
地域教育科目	必修（地域の課題Ⅰ）		2	0	2
外国語科目	第1類		4	2	2
専門教育科目	第1類		24	0	24
	第2類		40	0	40
	第3類		4	4	0
地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			12	0	12
合 計			124	30	94

共生社会経済学科

科 目			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	6	4
		知的基礎	10	8	2
	学科教養科目		18	12	6
地域教育科目	必修（地域の課題Ⅰ）		2	0	2
外国語科目	第1類		4	2	2
専門教育科目	第1類 (経済系)	経済学基礎	10	0	10
		現代の経済	12	0	12
	第2類 (共生社会系)	政策	12	0	12
		社会	12	0	12
	第3類	総合演習	2	2	0
地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			32	0	32
合 計			124	30	94

東北学院大学経済学部履修細則

平成 27 年度入学生より適用

(趣 旨)

第 1 条 本細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第 21 条の規定に基づき、平成 27 年度東北学院大（以下「本学」という。）経済学部に入学者から適用する履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第 2 条 卒業単位は、124 単位以上を修得しなければならない。

第 3 条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

(1) 経済学科

教養教育科目	第 1 類	人間的基礎	必修科目 6 単位を含む	10 単位
		知的基礎		10 単位
	第 2 類			20 単位
	小 計			40 単位
外国語科目	第 1 類	必修		4 単位
専門教育科目	第 1 類	選択必修科目 8 単位を含む		24 単位
	第 2 類	各系 12 単位必修		36 単位
	第 3 類	総合演習		4 単位
	小 計			64 単位以上
外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目第 1 類～第 5 類 * 1 ☆ 1 他学部・他学科開講科目 ☆ 2 単位互換の協定を締結している他大学 開講科目				16 単位以上
合 計				124 単位以上

* 1 専門科目第 4 類 2 系から卒業要件単位として算入できる単位数は 2 単位までを限度とする。

☆ 1、☆ 2 については履修科目登録要項を参照のこと。

(2) 共生社会経済学科

教養教育科目	第 1 類	人間的基礎	必修科目 6 単位を含む	10 単位
		知的基礎		10 単位
	第 2 類			20 単位
	小 計			40 単位
外国語科目	第 1 類	(英語)		4 単位
専門教育科目	第 1 類	1 系		10 単位
		2 系		12 単位
	第 2 類	1 系		12 単位
		2 系		12 単位
	第 3 類	総合演習		2 単位
	小 計			48 単位以上
外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目 ☆ 1 他学部・他学科開講科目 ☆ 2 単位互換の協定を締結している他大学 開講科目				32 単位以上
合 計				124 単位以上

☆ 1、☆ 2 については履修科目登録要項を参照のこと。

(進級要件)

第 4 条 3 学年次へ進級資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を 2 学年次までに修得しなければならない。

(1) 経済学科

合 計	48単位 以上	教養教育科目	第 1 類	16単位 (必修科目 4 単位を含む)
		外 国 語 科 目	第 1 類	4 単位
		専 門 教 育 科 目	第 3 類	総合演習 4 単位
			第 1 類	選択必修 8 単位
		その他（教養教育科目第 2 類、 専 門 教 育 科 目 第 1 類 ～ 第 5 類）		

(2) 共生社会経済学科

合 計	48 単位以上	教 養 教 育 科 目	人間的基礎	6 単位 (必修科目 4 単位を含む)
			知的基礎	10 単位
		外 国 語 科 目	第 1 類	4 単位
		専 門 教 育 科 目	第 3 類	総合演習 2 単位
			その他（教養教育科目、外国語科目第 2 類、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目）	

(教職課程)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位、保健体育科目の中のスポーツ実技2単位、外国語科目第2類の中の外国語コミュニケーション2単位及び専門教育科目第2類3系の中の情報リテラシーⅠ、Ⅱの各2単位(経済学科)、専門教育科目第3類の中の情報リテラシーⅠ、Ⅱの各2単位(共生社会経済学科)を、また、「教科に関する科目」を本表の授業科目の中から、さらに、「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」については本学則第30条(別表第3)の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(開講科目及び期間)

第6条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 通年開講科目(1年間継続の講義)
- (2) 前期開講科目(前期開講前期完結の講義)
- (3) 後期開講科目(後期開講後期完結の講義)
- (4) 臨時開講科目(集中講義等)

(授業科目)

第7条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目(所属する学科において必ず修得しなければならないもの)
- (2) 選択必修科目(数科目の中から選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの)
- (3) 選択科目(学生が自由に選択修得するもの)
- (4) 自由科目(修得しても卒業所要単位に含まないもの「教職専門科目等」)

(開講基準)

第8条 授業科目は、学部が定める学年次の開講する。ただし、事情がある場合は、年度により、特定の科目を開講しないことがある。

(配当年次の履修)

第9条 授業科目は、学科課程に示された配当年次で履修されなければならない。ただし、在学年次より下級年次の授業科目は履修できる。

(履修登録の修正)

第9条の2 履修登録の修正の定めについては、東北学院大学履修規程を適用する。

(受講の制限)

第10条 各講義は、その内容・教室の都合等により、受講資格を限定したり、受講人数を制限することがある。

2 演習Ⅰ(経済学科)は総合演習を修得しなければ履修できない。

(学年次履修登録単位制限)

第11条 各学年次に履修登録できる最高単位数は次表に定めるとおりとする。ただし、両学科の「教育職員免許状の教科に関する科目」及び「教職等に関する科目」は制限単位に含まない。

(1) 経済学科

第1学年次	第2学年次	第3学年次	第4学年次
44単位	44単位	44単位	48単位

(2) 共生社会経済学科

第1学年次	第2学年次	第3学年次	第4学年次
44単位	44単位	44単位	48単位

2 前項の規程にかかわらず、編入学生、転部転学科学生及び再入学生は、必要な指導を経たうえで、第三学年時に48単位まで履修登録をすることができる。

(選択受講及び講義指定)

第12条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときには、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときには、この限りではない。

(履修登録届)

第13条 受講のためには、科目履修届を学事暦の定める期間中に提出しなければならない。

- 2 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。
- 3 一年間に同じ授業科目を二つ以上履修登録することはできない。
- 4 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。なお、礼拝時間および昼休み時間は、移動時間として認めない。
- 5 確定した履修届は、変更又は追加することができない。
- 6 正当な理由がなく、前項の期間中に履修届を提出しない者は、受講することができない。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第14条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。

- イ 第1類 日本事情A又は日本事情Bは教養教育科目第2類の4単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
- ロ 第2類 日本語Ⅰは外国語科目第1類の英語ⅠAの2単位、日本語Ⅱは外国語科目第1類の英語ⅠBの2単位

(転学部、転学科、復学、再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修)

第15条 転学部、転学科、復学、再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。又、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学者の履修)

第16条 編入学者の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

- 2 編入学前の大学等で修得した単位については、別に定める編入学生単位認定基準に基づいて認定する。

(単位の認定)

第17条 一つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

- 2 既修得科目について、再度履修登録しても所定の単位は与えない。
- 3 専門教育科目第3類の中の演習Ⅱ（経済学科）、演習Ⅲ（経済学科）は基本的に同一教員下で修得しなければならない。ただし、担当教員が許可すれば、認める。
- 4 専門教育科目第3類の中の演習Ⅰ・Ⅱ（共生社会経済学科）は、3学年次、4学年次とも所定の単位を与えるが、ただし、4学年時は3学年次と同一教員の下で修得しなければならない。

(新入生の既修得単位の認定)

第18条 新入生の既修得単位の認定については学則第24条の4に定めるとおりとする。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修)

第18条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3の規定に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て、又は一部を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 第1項から第3項までの規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定により修得した単位は、この細則の第18条及び学則第24条の5の規定により本学において修得したものとみなす単位数と併せて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第18条の3 学則第24条の5の第1項に定める文部科学大臣の定める学修のうち、実用英語技能検定、TOEFL、TOEICを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる学修とする。

2 前項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を修得するには、実用英語技能検定の場合は2級以上、TOEFLの場合はInternet-Based Testingスコア45点以上、またはComputer-Based Testingスコア135点以上、またはPaper-Based Testingスコア450点以上、TOEICの場合はスコア500点以上であることを証明する書面による申請を必要とする。

3 申請が認められた場合、外国語コミュニケーション(2単位)を読替科目として修得したものと認定する。

4 前項の規定により修得した単位数は、第18条、第18条の2により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(細則の改廃)

第19条 この細則の改廃は、経済学部教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

1 本細則は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。

2 第11条第2項の編入学生及び再入学生については2015(平成27)年度入学生から適用し、経済学部への転学部転学科生については2015(平成27)年度以降に転学部した学生から適用する。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

別表 編入学生の包括認定について(第16条の2関係)

編入学生の包括認定

経済学科：同系統出身者包括62単位、異系統出身者包括48単位

1 同系統出身者 包括62単位

科 目			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位
教養教育科目	第 1 類	人間的基礎	10	6	4
外国語科目		知的基礎	10	8	2
	第 2 類		20	18	2
	第 1 類		4	4	0
専門教育科目	第 1 類		24	20	4
	第 2 類		36	0	36
	第 3 類		4	4	0
外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			16	2	14
合 計			124	62	62

2 異系統出身者 包括48単位

科目			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位
教養教育科目	第1 類	人間的基礎	10	6	4
		知的基礎	10	8	2
	第2 類		20	18	2
外国語科目	第1 類		4	4	0
専門教育科目	第1 類		24	8	16
	第2 類		36	0	36
	第3 類		4	4	0
外国語科目第2 類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			16	0	16
合計			124	48	76

共生社会経済学科：同系統出身者包括62単位、異系統出身者包括58単位

1 同系統出身者 包括62単位

科 目			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位
教養教育科目	第 1 類	人間的基礎	10	8	2
		知的基礎	10	10	0
	第 2 類		20	20	0
外国語科目	第 1 類		4	4	0
専門教育科目	第 1 類	1 系	10	4	6
		2 系	12	0	12
	第 2 類	1 系	12	0	12
		2 系	12	0	12
	第 3 類		2	2	0
外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			32	14	18
合 計			124	62	62

2 異系統出身者 包括58単位

科 目			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必要な卒業単位
教養教育科目	第 1 類	人間的基礎	10	8	2
		知的基礎	10	10	0
	第 2 類		20	20	0
外国語科目	第 1 類		4	4	0
専門教育科目	第 1 類	1 系	10	0	10
		2 系	12	0	12
	第 2 類	1 系	12	0	12
		2 系	12	0	12
	第 3 類		2	2	0
外国語科目第 2 類 保健体育科目 専門教育科目 ☆1 他学部・他学科開講科目 ☆2 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			32	14	18
合 計			124	58	66